

# 農業者の方へ支援金を支給します



市では、コロナ禍において原油価格や物価高騰等により影響を受けている市内の農業者の方へ、支援金を支給します。

## ①水稲全般（主食用米以外を含む）

### ◆対象者

市内に住所を有する水稲作付面積10a以上の方で、令和4年度経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書の提出者または令和4年度水稲共済等に参加している農業者や営農組織

### ◆補助金額

10a当たり2千円（上限額30万円）

## ②水稲以外（野菜、花卉、酪農等）

- (1)茂原市認定農業者、茂原市認定新規就農者  
※令和4年10月1日時点で認定を受けている者  
一律5万円
- (2)市内に住所を有し、令和3年分に税申告した農産物販売額が50万円以上の農業者  
一律2万円

### ◆必要書類等

- ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
- ・印鑑
- ・振込口座の通帳（確認のため原本が必要）
- ・令和3年分の確定申告書一式等の写し
- ・令和3年分の税申告した出荷・販売実績が確認できる資料

②の申請のみ必要

### ◆申請方法

必要書類等を持参の上、農政課窓口にて申請

### ◆申請期間

11月1日(火)～12月23日(金)

※①と②いずれにも該当する方は併用可能です。

※詳しくは農政課ウェブページをご確認ください。

※申請者と耕作者が異なる場合は、委任状が必要です。

様式は農政課窓口または同課ウェブページより入手。



問合せ 農政課（6階） ☎(20)1526 FAX(20)1604

Follow me!  
市公式SNSで情報発信中

LINE



Twitter



Facebook



市政情報、イベント情報、災害時の緊急情報をお知らせします。

問合せ 秘書広報課（3階）

☎(20)1512 FAX(20)1601

## 令和4年度

### 第3子以降の 学校給食費無償化を 実施します



市では多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、令和5年1月1日から3月31日まで茂原市立小中学校に在籍する第3子以降の学校給食費の無償化を実施します。

適用を受けるためには申請書の提出が必要です。詳しくは学校教育課ウェブページをご覧ください。

問合せ 学校給食センター

☎(24)6920 FAX(23)4218